

請求の趣旨

- 1 被告 は、原告に対し、 次の金員を支払え。  
 金 円  
 [  及び上記金額に対する  令和 年 月 日  
 及び上記金額の内金 円に対する  訴状送達の日  
 の翌日  
 から支払済みまで 年 パーセントの割合による金員
- 2 訴訟費用は、被告 の負担とする。  
 との判決 ( 及び仮執行の宣言) を求めます。

紛争の要点 (請求の原因)

- 1 (1) 契約の日 平成・令和 年 月 日  
 (2) 仕事の内容  
 (3) 賃 金  月給  日給  時給 金 円  
 (4) 諸 手 当   
  
 (5) 支 払 期 日  賃金等締切日毎月 日  当月  翌月 日払い
- 2 (1) 解 雇 予 告  なし (即日解雇)  令和 年 月 日  
 (2) 解 雇 日 令和 年 月 日  
 (解雇予告日の翌日から解雇日まで 日間) →A  
 (3) 解雇予告手当の計算期間 (3 か月又は3 か月に満たない全期間)  
 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
 (暦日数 日) →B  
 \* 給与締日があるときは、解雇予告日又は解雇日直前の給与締日 (締日算入) から逆算す  
 る。給与締日がないときは、解雇予告日又は解雇日の前日から逆算する。  
 (4) (3) の期間内における支給賃金等総額 金 円 →C  
 (5) 解雇予告手当の計算  
 C 金 円  
 \_\_\_\_\_ × (30日 - A 日間) = 解雇予告手当金 円 →D  
 B 日 (1円以下四捨五入)

労働基準法第12条1項但書、同項1号の計算（日給制、時給制の場合）

$$\frac{\text{C 金} \quad \text{円} \quad 60}{\text{B 期間内の実働日 ( 日) } 100} \times \text{---} \times (30 - \text{A 日間}) = \text{---} \text{円} \rightarrow \text{E}$$

(\*Dの金額よりEの金額の大きいときは、解雇予告手当金はEの金額となる)

3

解雇予告手当	支払済みの額	残 額
円	円  (最後に支払った日 .    .    )	円

添付書類

- 資格証明書  登記簿謄本（登記事項証明書）
- 証拠書類  就業規則 (甲 号証)  内容証明郵便 (甲 号証)
- 給与明細書 (甲 号証)  配達証明書 (甲 号証)
- タイムカード (甲 号証)  労働契約書 (甲 号証)
- 求人広告 (甲 号証)